

平成18年 2月24日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

日本毛織株式会社

代表取締役 降井利光
社 長

第175回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第175回定時株主総会において、
下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知
申し上げます。 敬 具

記

報告事項 1 第175期（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）営業報告書、
連結貸借対照表および連結損益計算書なら
びに貸借対照表および損益計算書報告の件
2 会計監査人および監査役会の第175期
（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）連結計算書類監査結
果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

第175期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益
配当金は1株につき6円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されまし
た。

変更の要点は、当社グループの事業内
容の多角化と今後の事業展開に備えるた
め事業目的を追加する、経営環境の変
化に迅速に対応するため執行役員制度を
導入し、取締役会の活性化と的確な意思
決定ができるよう取締役員数を15名以内
から8名以内に減員し、あわせて代表取
締役に関連する条文の整合性を図り、執
行役員の規定を新設する、定款の規定
に基づき社外取締役の責任を法令の範囲
内で限定する契約を締結することが可能
となったことから、社外取締役との責任
限定契約締結の規定を新設する、法令
に定める監査役の員数を欠くことになる
場合に、速やかに後任監査役が就任し法

定員数を充足できるようにするため、補欠監査役の選任の規定を新設する、その他表現の整備を行うとともに、条文の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

第3号議案

取締役8名選任の件

本件は、取締役に中井宏明、降井利光、谷 憲治、松村博昭、山本義行、池田康之、佐藤光由の7氏が再選され、社外取締役に丹羽一彦氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査役1名選任の件

本件は、監査役に中村俊雄氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案

補欠監査役1名予選の件

本件は、補欠監査役に荒尾幸三氏が新たに選任されました。

以上

株主総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

取締役会議長 中 井 宏 明
 取締役社長 降 井 利 光
 代表取締役

なお、同取締役会において、執行役員制度を導入し、社長に降井利光氏、常務執行役員に谷 憲治、松村博昭、山本義行の3氏、執行役員に樫根哲郎、磯崎幸士、佐藤光由、星田和紘、藤原 卓、迫間 満の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

また、株主総会終了後、監査役の互選により、岸本紀雄、聖澤良二の両氏が常勤監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(ご参考) 定款の変更内容は次のとおりであります。
 (下線は変更部分であります。)

変更前定款	変更後定款
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 毛糸、毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売	(1) ~ (17) <現行どおり>
(2) 前号の原料品材料品の生産加工売買	
(3) 不動産の売買、貸借、管理、運営並びに開発	
(4) 土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理	
(5) 産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売	

変更前定款	変更後定款
<p>(6) カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営</p> <p>(7) 食品の販売および飲食店の経営</p> <p>(8) 緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売</p> <p>(9) 倉庫業</p> <p>(10) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>(11) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(12) 金融業</p> <p>(13) 情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業</p> <p>(14) 医薬品、医療機器および化粧品の販売</p> <p>(15) 日用品雑貨、美術工芸品の販売</p> <p>(16) 浴場および健康ランドの経営</p> <p>(17) 介護保険法による居宅介護支援事業および居宅サービス事業</p>	
<p>[新設]</p>	
<p>(18) 前各号に付帯若しくは関連する事業</p>	<p>(18) <u>乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売</u></p> <p>(19) 前各号に付帯若しくは関連する事業</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (議長) 総会の議長は、社長これにあたる。社長事故あるときは、<u>予め取締役会の定めた順位により、代表取締役の1名これにあたる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (議長) 総会の議長は、<u>社長がこれにあたる。社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役の1名がこれにあたる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>第23条 (役付取締役および代表取締役の選任) <u>当会社は、取締役会の決議をもって会長・社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当会社を代表する取締役は前項役付取締役のうちより取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は8名以内とする。</p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役の選任) <u>当会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p>
<p>[新設]</p>	
<p>第25条 (相談役・顧問) < 条文省略 ></p>	<p>2. <u>当会社は、取締役会の決議をもって会長・社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第25条 (執行役員) <u>当会社は、取締役会の決議をもって執行役員を選任する。</u></p> <p>第26条 (相談役・顧問) < 現行どおり ></p>

変更前定款	変更後定款
[新設]	<p><u>第27条（社外取締役との責任限定契約締結）</u> 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（監査役の員数） 　　↓ 　　<条文省略></p> <p>第27条（監査役の選任） 　　↓ 　　[新設]</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条（監査役の員数） 　　↓ 　　<現行どおり></p> <p>第29条（監査役の選任）</p> <p>第30条（補欠監査役の選任） <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役の補欠者（以下、「補欠監査役」という）をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、前条に定める規定を準用する。</p> <p>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>4. あらかじめ選任決議された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>
<p>第28条（監査役の任期） 　　↓ 　　<条文省略></p> <p>第33条（社外監査役の責任免除）</p>	<p>第31条（監査役の任期） 　　↓ 　　<現行どおり></p> <p>第36条（社外監査役の責任免除）</p>
第6章 計 算	第6章 計 算
<p>第34条（営業年度） 　　↓ 　　<条文省略></p> <p>第37条（配当金の除斥期間）</p>	<p>第37条（営業年度） 　　↓ 　　<現行どおり></p> <p>第40条（配当金の除斥期間）</p>

利益配当金のお支払いについて

第175期利益配当金は2月27日から郵便局でお支払いいたしますので、同封の「郵便振替支払通知書」によりお早めにお受け取り願います。

なお、銀行預金口座振込ご指定の方には、「第175期利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

決算公告の電子化について

当社は、決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社のホームページに掲載することといたしておりますので、お知らせいたします。

ホームページのアドレスは、次のとおりであります。

<http://www.nikke.co.jp/kessan.html>